

第三十三回国会 衆議院 災害地対策特別委員会 議録 第五号

昭和三十四年十一月六日(金曜日)

午前十時十九分開議

出席委員

委員長 南條 徳男君

理事 江崎 眞澄君 理事 田村 元君

理事 綱島 正興君 理事 三田村 武夫君

理事 角屋 堅次郎君 理事 佐藤 觀次郎君

理事 辻原 弘市君 理事 塚本 三郎君

今井 耕君 岡本 茂君

小坂 善太郎君 小島 徹三君

坂田 英一君 世耕 弘一君

田中 正巳君 辻 寛一君

徳安 實藏君 中垣 國男君

服部 安司君 坊 秀男君

堀内 一雄君 尾鹿 覺君

伊藤 よし子君 太田 一夫君

金丸 徳重君 田中 幾三郎君

八木 一男君 横山 利秋君

加藤 録造君 横山 利秋君

出席國務大臣

厚生 大臣 渡邊 良夫君

労働 大臣 松野 頼三君

建設 大臣 村上 勇君

出席政府委員

大蔵 政務次官 奥村 又十郎君

通商 産業 政務次官 内田 常雄君

本日の會議に付した案件

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の充払等に関する特別措置法案(内閣提出第七号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案(内閣提出第八号)

昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案(内閣提出第九号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案(内閣提出第一〇号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案(内閣提出第一一号)

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法案(内閣提出第二三号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案(内閣提出第一四号)

法の特例等に関する法律案(内閣提出第一六号)

○南條委員長 これより會議を開きます。本日は、昨五日本委員会に付託になりました、内閣提出による十件の法律案について提案理由の説明を聴取いたします。

まず労働省関係で、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案、及び昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案、以上両案の趣旨について政府の説明を求めます。松野労働大臣。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案

日までの範囲内において政令で定める日から昭和三十五年三月三十一日までの間に係るものについては、国は、労働大臣が大蔵大臣と協議して定める算定基準に従い、次の各号に掲げる経費の種目ごとに、それぞれ、当該各号に掲げる割合により、その一部を補助するものとする。

- 一 労力費 五分の四
- 二 資材費 二分の一
- 三 事務費 五分の四

この法律は、公布の日から施行する。

理由 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域の実情にかんがみ、被害地域において地方公共団体が実施する失業対策事業に要する経費について特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案

昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案

昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案

止又は廃止のため休業し、又は離職するに至つた失業保険の被保険者について、失業保険金の支給等に関する失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号。以下「法」という。)の特例を定めることにより、その生活の安定を図ることを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「災害」とは、昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害をいう。

2 この法律において「被保険者」とは、失業保険の被保険者であつて、法第三十八条の五第一項の日雇労働被保険者以外のものをいう。

3 この法律において「休業者」とは、次条第一項の確認を受けた者をいう。

(休業の確認) 第三条 災害を受けた政令で定める地域にある事業所に被保険者として雇用されている者は、当該事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことに伴い休業するに至つた場合は、当該休業について、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長の確認を受けることができる。

2 前項の確認があつたときは、その者は、法の規定の適用について

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害による事業の休

は、当該休業の最初の日の前日において離職したものとみなす。

3 第一項の確認を受けようとする者は、労働省令で定める期日までに確認の申請をしなければならぬ。

(被保険者資格喪失の確認に関する特例)

4 前条第一項の確認があつたときは、その確認による被保険者の資格の喪失については、法第十三条の第二項の確認があつたものとみなす。

2 前条第一項の確認による被保険者の資格の喪失については、法第十三条の三の規定は、適用しない。

(失業に関する特例)

5 労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができない状態にある休業者は、法の規定の適用については、失業しているものとみなす。ただし、災害の状況を考慮して、地域ごとに、昭和三十四年八月三十一日から昭和三十五年三月三十一日までの範囲内において政令で定める日(以下「指定期日」という。)までの間に限る。

2 休業者は、当該休業に係る失業保険金の支給を受けるには、法第十六条の規定にかかわらず、別に労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭して失業の認定を受けなければならない。

3 前項の失業の認定は、法の規定の適用については、法第十六条第一項の失業の認定とみなす。

(待期に関する特例)

6 前条第二項の失業の認定に係る失業保険金については、法第十九条本文中「失業保険金は、支給資格者が公共職業安定所に離職後最初に求職の申込をした日以後において」とあるのは、「失業保険金は」とする。

(支給方法及び支給期日に関する特例)

7 第五條第二項の失業の認定に係る失業保険金の支給方法及び支給期日は、法第二十四條第一項の規定にかかわらず、別に労働省令で定める。

(被保険者資格の取得に関する特例)

8 休業者は、指定期日までに、事業の再開により従前の事業所に再び就業し、又は従前の事業主の他の事業所に就業するに至つた場合は、法の規定の適用については、就業の最初の日に当該事業主に雇用されたものとみなす。

2 休業者(前項の規定の適用を受ける者及び指定期日までの間に於いて従前の事業主との雇用関係が終了した者を除く)は、法の規定の適用については、指定期日の翌日に従前の事業所に雇用されたものとみなす。

(継続雇用期間の通算等)

9 休業者(第三條第二項の規定により離職したものとみなされ、九日までに引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間が十以上である者に限る。以下この条において同じ)が前條の規定により従前の事業主に雇用されたものとみなされた日以後引き続き十

月以上その事業主に被保険者として雇用され、新たに法第十五條第一項に規定する受給資格を得て離職した場合は、当該受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の給付日数については、第三條第二項の規定により離職したものとみなされた日までに引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間から次項の規定により計算した期間を減じて得た期間を、前條の規定により事業主に雇用されたものとみなされた日以後引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間に通算する。

2 前項に規定する被保険者として雇用された期間から減ずべき期間は、第五條第二項の失業の認定に係る失業保険金の支給を受けた日数(十日未満の端数があるときは、その端数を十日として計算する)について、十日につき一月の割合で計算して得た期間とする。

3 休業者(第一項の規定の適用を受ける者を除く)が前條の規定により従前の事業主に雇用されたものとみなされた日以後引き続きその事業主に被保険者として雇用され、新たに法第十五條第一項に規定する受給資格を得て離職した場合は、当該受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の給付日数については、当該事業の休止又は廃止による離職の日(第一号に掲げる者にあつては、第三條第二項の規定により離職したものとみなされた日)以下この条において同じ)まで引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間から事業の休止又は廃止による離職の際の受給資格(第一号に掲げる者にあつては、第三條第二項の規定により離職したものとみなされた際の受給資格)に基き失業保険金の支給を受けた日数について前條第二項の規定の例により計算した期間を減じて得た期間を、再びその事業主に雇用された日以後引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間に通算する。ただし、事業の休止又は廃止による離職の日

格に係る受給期間が満了する日までの日数)とあるのは、「失業保険金の支給を受けた日数を差し引いた日数」とする。

10 第三條第一項の政令で定める地域にある事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより当該事業所に被保険者として雇用されている者が離職した場合において、これらの離職した被保険者のうち次の各号に掲げるものが指定期日の翌日までに再び従前の事業主に雇用されるに至り、かつ、その後引き続き十以上その事業主に被保険者として雇用され、新たに法第十五條第一項に規定する受給資格を得て離職したときは、当該受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の給付日数については、当該事業の休止又は廃止による離職の日(第一号に掲げる者にあつては、第三條第二項の規定により離職したものとみなされた日)以下この条において同じ)まで引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間から事業の休止又は廃止による離職の際の受給資格(第一号に掲げる者にあつては、第三條第二項の規定により離職したものとみなされた際の受給資格)に基き失業保険金の支給を受けた日数について前條第二項の規定の例により計算した期間を減じて得た期間を、再びその事業主に雇用された日以後引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間に通算する。ただし、事業の休止又は廃止による離職の日

まで引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間が十月未満である者については、この限りでない。

1 当該事業の休止又は廃止による離職前の休業については第三條第一項の確認を受けた者
2 当該事業の休止又は廃止による離職については、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長の確認を受けた者
3 第三條第三項の規定は、前項第二号の確認について準用する。

3 第三條第一項の政令で定める地域にある事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより当該事業所に被保険者として雇用されている者(第一項ただし書に規定する者を除く)が離職した場合において、これらの離職した被保険者のうち同項各号に掲げるもの(同項の規定の適用を受ける者を除く)が指定期日の翌日までに再び従前の事業主に雇用されるに至り、かつ、その後引き続きその事業主に被保険者として雇用され、新たに法第十五條第一項に規定する受給資格を得て離職したときは、当該受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の給付日数については、法第二十条の二第三項中「失業保険金の支給を受けた日数を差し引いた日数(その日数が、再離職の日の翌日から前の受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数)を超えるときは、再離職の日の翌日から前の受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数)」

とあるのは、「失業保険金の支給を受けた日数を差し引いた日数」とする。

(審査の請求等)

第十一条 第三条第一項又は前条第一項第二号の確認に関する処分不服のある者は、被保険者の資格の得喪の確認に関する処分に対する不服の例により、審査及び再審査の請求をし、並びに訴訟を提起することができる。

2 法第四十条第二項の規定は前項の審査又は再審査の請求について、法第四十一条の規定は第三条第一項又は前条第一項第二号の確認に関する処分が確定した場合について準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前の休業及び離職についても適用する。

3 第三条第一項の政令で定める地域にある事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことに伴い当該事業所に被保険者として雇用された者がこの法律の施行前に離職した場合において、その者がその離職前の休業について第三条第一項の確認を受けたときは、当該確認に係る受給資格に基づきその者に支給すべき失業保険金の日額は、その離職の際に算定された失業保険金の日額とする。

理由

昭和三十四年七月及び八月の水害

又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域の事情にかんがみ、被害による事業の休止等のため休業するに至つた失業保険の被保険者に対して、その休業期間について、失業保険金を支給することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松野國務大臣 たいだいま議題となりました昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案について、その提案理由及び内容の大綱を御説明申し上げます。

本年は、七月以降数次にわたつて局地的な豪雨及び台風の影響を受けて、各地に相当な被害が発生いたし、特に九月下旬に発生を見た今台風第十五号による被害はきわめて激甚であります。

これらの被害の発生に対処して、政府といたしましては、被災者の救済、災害復旧に遺憾なきを期しているところであります。失業対策事業につきましても、罹災による失業者の増加が予想され、また被災地の地方公共団体の財政負担が過重になると思われますので、これに対して高率の国庫補助を行ない、地方財政の負担を軽減する必要があると考へ、この法案を提案いたしました次第であります。

次に法案の内容について概略御説明申し上げます。

失業対策事業対策につきましては、さきに二十八年災害におきましても高率の国庫補助を行ないましたが、今回の災害につきましてもこれと同様の措

置をとることとし、努力費五分の四、資材費二分の一、事務費五分の四の高率の国庫補助を行なうとするものであります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案の提案理由を御説明申し上げます。

本年は、七月以降数次にわたつて局地的な豪雨及び台風により各地に相当な被害が発生し、特に九月下旬の第十五号台風による被害は、きわめて激甚であります。

政府といたしましては、これらの被害に対処して、被災者の救済、災害復旧に遺憾なきを期しているところであります。これらの被害により事業を停止するやむなきに至つた失業保険の適用事業所も相当数に上つておりますので、事業の停止により休業し、賃金を受けることができない被保険者の生活の安定をはかるため、その休業期間について失業保険金を支給する必要があると認め、この法案を本国会に提出いたしました次第であります。

以下、その概要を御説明申し上げます。

第一に、本法案は、失業保険の適用事業所が昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害を受けたことにより、やむを得ず事業を停止したため、その事業所に雇用されている一般失業保険の被保険者が休業し、賃金の支払いを受けることができない状態にある場合には、これを失業とみなし、災害の状況に応じ、地域ご

とに昭和三十四年八月三十一日から昭和三十五年三月三十一日までの範囲内において政令で定める日までの期間におけるこれらの休業について、失業保険金を支給することができることといたしました。

次に、これらの休業者が事業の再開に伴い再就業し、その後、新たに失業保険金の受給資格を得るに至つた後離職した場合、休業期間について失業保険金の支給を受けたことにより、新たな受給資格に基づく給付日数について不利益が生じないよう、次の措置を講ずることといたしました。

すなわち、失業保険金の給付日数は、被保険者としての継続雇用期間が長いものほど長く有利になっておりますが、休業期間について失業保険金の支給を受けた場合、この継続雇用期間が中断されることとなりますので、再就業後離職して失業保険金の支給を受けるとき、休業前の継続雇用期間を給付日数算定の基礎から除外いたします。従つて、給付日数が短くなり気の場合も生ずることが考えられます。従つて、このようなことのないよう、休業前に被保険者として長期にわたり雇用されていた者につきましては、休業前の継続雇用期間を一定の方式により通算して、新たな受給資格に基づく給付日数を算定する等の措置を講じました。

また、この措置は、さきに述べた災害による事業停止のため離職し、失業保険金の支給を受けている者に対して一定期間内に再雇用されたときは同様に行つた伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第二十一条の支弁(同法第十九条第二項に関する諸費を除く)については、同法第二十四条中「三分の一」とあるのは「全額(第二十一条第一項

以上が本法案の要旨であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられますようお願い申し上げます。

○南條委員長 次は、厚生省関係で、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案、昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設等の災害復旧費に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案、以上四案の趣旨について政府の説明を求めます。渡邊厚生大臣。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案

第四号ニ規定スル施設ニ付テノ災害ノ復旧ニ要スル費用ニ付テハ六分ノ五」と、同法第二十五条第一項中「二分ノ一」とあるのは「三分ノ二」(第二十一条第一項第四号ニ規定スル施設ニ付テノ災害ノ復旧ニ要スル費用ニ付テハ五分ノ四)と読み替えて、それぞれ同法第二十四条又は第二十五条第一項の規定を適用する。

2 前項に規定する災害を受けた政令で定める都道府県が当該災害のための予防事務に關して行つた伝染病予防法第二十二條の支弁及び同項の規定に基く政令で定める市が当該災害のための予防事務に關して行つた同法第十九條第二項に關する支弁については、同法第二十五条第一項中「二分ノ一」とあるのは「四分ノ三」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(水道の復旧に關する補助)
第二条 国は、前条第一項に規定する災害を受けた市町村であつて、その經營する水道事業の水道施設が当該災害によつて受けた被害の復旧をしようとするものに対し、政令の定めるところにより、予算の範囲内において、その復旧に要する費用の二分の一を補助することができる。

2 前項の規定は、前条第一項に規定する災害を受けた市町村が、その区域内に給水区域を設けて当該市町村以外の者の經營する簡易水道事業の水道施設が当該災害によつて受けた被害につき、これを復旧して引き続き水道事業を經營す

るためその復旧をしようとする場合におけるその復旧に要する費用について準用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持を図るため、伝染病予防費についての国庫の負担率等の特例を定めるとともに、水道施設の災害復旧費について国が補助をすることができるようになる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に關する特別措置法案

昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に關する特別措置法案

法

(保護施設の災害復旧費に關する特例)

第一条 昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた政令で定める地域において当該災害により被害を受けた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十条又は第四十一条の規定により設置された保護施設の復旧に要する費用については、同法第七十三条第三号中「四分の一」とあるのは「六分の二」と、同法第七十四条第一項中

「四分の三」とあるのは「六分の五」と、同法第七十五条第一項第二号中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「五分の四」と読み替えて、それぞれ同法第七十三条、第七十四条第一項、第七十五条第一項又は同条第二項の規定を適用する。

(児童福祉施設の災害復旧費に關する特例)

第二条 前条に規定する地域において同条に規定する災害により被害を受けた児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十五条の規定により設置された児童福祉施設の復旧に要する費用については、同法第五十二条中「二分の一」(第五十条第十号及び前条第一項第二号の費用中、母子寮、保育所、精神薄弱児童通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設及び身体不自由児施設の設備については、二分の一乃至三分の一)とあるのは「三分の二」と、同法第五十四条中「四分の一(母子寮、保育所、精神薄弱児童通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設及び身体不自由児施設の設備については、三分の一乃至四分の一)とあるのは「六分の二」と、同法第五十六条の第二項中「四分の三」とあるのは「六分の五」と、同条第三項中「三分の二」とあるのは「五分の四」と読み替えて、それぞれ同法第五十二条、第五十四条又は第五十六条の第二項及び第三項の規定を適用する。

2 前条に規定する地域において同条に規定する災害により被害を受けた児童福祉施設であつて児童福祉法第五十六条の第二項第一号に該当しないもの(都道府県又は市町村が設置したものを除く)が同項第二号に該当するときは、当該災害によつて生じた当該施設の復旧に要する費用については、同条及び同法第五十六条の三の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条の二第一項中「四分の三」とあるのは「六分の五」と、同条第三項中「三分の二」とあるのは「五分の四」と読み替えるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十四年八月及び九月の風水害によつて生じた保護施設及び児童福祉施設の災害復旧費に關し、特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に關する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に關する特別措置法案

第一条 昭和三十四年七月及び八月

の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた政令で定める都道府県が当該災害について災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二十三条第一項に規定する救助のため必要な施設又は設備であつて政令で定めるものに要する費用(同法第三十三条第一項の規定により当該都道府県が支弁することとされているものを除く)を支出したときは、その費用については、当該都道府県が同法第三十三条第一項の規定により支弁した費用とみなし、政令で定めるところにより、同法第三十六条の規定を適用する。

(国の負担に關する特例)

第二条 前条に規定する都道府県については、昭和三十四年度に限り、災害救助法第三十六条中「千分の二」とあるのは「千分の一」と読み替えて、同条の規定を適用する。

(政令への委任)

第三条 この法律に規定するものを除くほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費及びこれに対する国庫負担に關し、特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案

(定義)

第一条 この法律で「被災地域」とは、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域のうち、災害ごとに政令で定める地域をいう。

2 この法律で「被災者」とは、前項に規定する災害の当時当該被災地域に居住し、かつ、当該災害による被害を受けた者をいう。

(据置期間に関する特例)

第二条 被災者に対する母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号以下「貸付法」という。)による生業資金又は事業継続資金の貸付金であつて、当該被災者が当該災害による被害を受けた日以後昭和三十五年九月三十日までの間の貸付に係るものについては、同法第五条第三項の規定にかかわらず、その据置期間は、貸付の日から、生業資金にあつては二年間、事業継続資金にあつては一年六箇月間とすることができる。

2 被災者に対する貸付法による住宅補修資金の貸付金であつて、当該被災者が当該災害による被害を受けた日以後昭和三十五年九月三十日までの間の貸付に係るものについては、同法第五条第一項の規定にかかわらず、その償還期限は、据置期間経過後五年以内とすることができる。

定にかかわらず、その償還期限は、据置期間経過後五年以内とすることができる。この場合において、その据置期間は、貸付の日から一年間とし、据置期間中は、無利子とするものとする。

(国の貸付に関する特例)

第三条 国が第一条第一項に規定する災害を受けた政令で定める都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を含む。以下同じ。)に対し貸付法によつて貸し付ける金額は、昭和三十四年度及び昭和三十五年度に限り、同法第十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定によつて貸し付けるものとされる金額と、当該都道府県が被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする。

2 前項の都道府県が昭和三十六年三月三十一日までに被災者に貸し付けた金額が、当該都道府県が昭和三十四年度及び昭和三十五年度において被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の四倍に相当する金額に満たないこととなつたときは、当該都道府県は、昭和三十六年度において、その満たない額の八分の一に相当する金額を特別会計に繰り入れ、又はその満たない額の四分の一に相当する金額を国に償還しなければならぬ。

3 前項の規定により都道府県が特別会計に繰り入れなければならない金額については、同法第五条第一項の規定にかかわらず、その償還期限は、据置期間経過後五年以内とすることができる。この場合において、その据置期間は、貸付の日から一年間とし、据置期間中は、無利子とするものとする。

い金額については、貸付法第十三条第一項の規定は、適用しない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害の被災者に貸し付ける生業資金等について据置期間を延長するとともに、これらの者に対する貸付金の財源を確保するために国が都道府県に貸し付ける金額の比率を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○渡邊国務大臣 たいだいま議題となりました四件の厚生省関係災害特別措置法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます

これらの特別措置法案は、第一に、本年七月及び八月の水害または同年八月及び九月の風水害を受けた地域における災害救助法による救助費、及び伝染病予防法による防疫業務費について国庫の負担率を高める等の特別措置を講じ、もつて被災地域における救助活動の万全を期するとともに、地方公共団体の財政負担の軽減をはからんとするものであります。第二に、本年の水害または風水害による被害も大きく、施設の持つ公益性も強い伝染病院及び隔離病舎、上水道及び簡易水道、保護施設及び児童福祉施設の復旧費につきまして国庫の補助率を高める等の措置を講じ、もつてその復旧の促進と地方公共団体等の財政負担の軽減をはからんとするものであります。第三に、本年の

水害または風水害によつて被災した母子家庭の福祉の増進をはかるため、母子福祉資金の貸付について特別の措置を講ずるとするものであります。以下、提案されました各特別措置法案についてその要点を申し上げます。

第一は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案についてでございます。この法律案の第一点は、伝染病予防法に関する特例でありまして、防疫業務に要する費用及び伝染病隔離病舎等の災害復旧費につきまして、都道府県及び市町村の負担を軽減し、それに応じて国の負担率を高めたこととございます。第二点は、上水道及び簡易水道の災害復旧費について、国が二分の一の補助を行なうことができるようにいたしましたこととございます。

次は、昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案についてでありまして、この法律案は、本年の風水害を受けた保護施設及び児童福祉施設の復旧費につきまして、市町村、都道府県、日赤、社会福祉法人等の負担を軽減し、それに応じて国の補助率を引き上げんとするものであります。第三は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案についてでございます。この法案の第一点は、本年の水害または風水害を受けた都道府県が救助のために必要な施設または設備に要する費用を支出したときは、その費用を災害救助法による国庫負担の対象とするということであり、第二点は、災

害救助費に対する国庫負担について特例を設けようというものであります。第四は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案についてでありまして、この法律案は、被災母子家庭に貸し付ける生業資金、事業継続資金及び住宅補修資金についてその据置期間の特例を設けたこと、被災地域の都道府県に対する国庫貸付率を引き上げたこととその要点とするものであります。

以上がたいだいま提案されました厚生省関係災害特別措置法案の提案理由及び要点でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○南條委員長 次は、大蔵省関係で、

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売却等に関する特別措置法案の趣旨について政府の説明を求めます。奥村政務次官。

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売却等に関する特別措置法案

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売却等に関する特別措置法案

1

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた政令で定める地域内に事業所を有する中小企業者(政令で定めるものに限る。)のうち、当該災害によ

り当該地域内の自己の事業所においてその所有に係る機械又は器具につき損害を受けたもの(以下「被害中小企業者」という。)に対しては、普通財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条第三項に規定する普通財産をいう。)である機械又は器具のうち政令で定めるもの(以下「国有機械等」という。)を、時価からその五割以内を減額した対価で売り払い、若しくは貸し付け、又は当該災害により当該事業所において損害を受けたその者の所有に係る機械又は器具(以下「被害民有機械等」という。)と交換することができる。

2 前項の交換をする場合における国有機械等の価額は、時価からその五割以内を減額した額とするこゝができる。

3 第一項の交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならぬ。

4 一の被害中小企業者に対する第一項の規定による国有機械等の売却若しくは貸付の対価又は同項の規定によりその者の被害民有機械等と交換する国有機械等の価額につき、時価から減額することができ金額の合計額は、その者の被害民有機械等に係る同項に規定する災害による損害の総額を限度とするものとする。

5 前各項に規定するもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和三十五年十二月三十一日限り、その効力を失ふ。ただし、この法律の規定により同日以前にされた国有機械等の貸付については、同日後もなおその効力を有する。

理 由

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害によりその所有する機械等に損害を受けた中小企業者について、その機械等の復旧の促進に資するため、国有の機械等の減額売却、減額貸付及び交換に関する特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○奥村政府委員 たいま議題となりました昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売却等に関する特別措置法案の提案理由を御説明申し上げます。

昭和三十四年は、不幸にして、台風により大規模な水害または風水害を受けたのであります。八月及び九月のこれらの災害により中小企業者のこゝろむつた損害は膨大なものであります。このような事態に対しまして、これらの損害を受けた中小企業者の施設の復旧の促進に資するため、旧陸海軍等の所管に属していた国有の機械または器具で現に普通財産になっているものを、被害中小企業者に対し売り払い、貸し付け、または交換する場合には、特別の措置を講

ずることが適當であると考へ、この法律案を提出いたしました次第であります。この法律案の概要について説明いたします。昭和三十四年八月の水害または同年八月及び九月の風水害によつて自己の事業所でその所有する機械または器具に損害を受けた中小企業者に対しては、普通財産である国有の機械または器具を、当該中小企業者の受けた損害額を限度として、時価からその五割以内を減額した対価で売り払い、交換し、または貸し付けることができるといたしました。なお、この法律は、昭和三十五年十二月三十一日限りその効力を失ふこととしたいたしました。

以上がこの法律案を提出いたしました理由並びにその概要であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願いいたします。

○南條委員長 次は、通産省関係で、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案及び昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法案、以上、両案の趣旨について政府の説明を求めます。内田通産政務次官。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通の円滑化に資するため、中小企業信用保険公庫に対する政府出資を増額し、これをもつて融資基金の増加に充てる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法案

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法案

第一条 この法律は、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者について、その事業の再建に必要な資金(以下「再建資金」という。)の融通を円滑にする等のため、商工組合中央金庫の貸付利率の引下げのための措置並びに中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)及び中小企業振興資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の特例を定めることにより、その事業の再建を促進し、経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「被害

中小企業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、前条の災害を受けた中小企業者及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体(以下「中小企業者団体」という。)

二 中小企業者団体であつて、その直接又は間接の構成員のうち以前号に掲げる者を含むもの

(商工組合中央金庫に対する利子補給)

第三条 政府は、商工組合中央金庫が被害中小企業者で政令で定めるもの(以下「指定被害中小企業者」という。)に対して再建資金の貸付を行うときは、政令で定めるところにより、当該貸付につき貸付後三年間を限り利子補給金を支給する旨の契約を商工組合中央金庫と結ぶことができる。

(利子補給の対象となる貸付)

第四条 前条の契約による利子補給金の支給の対象となる貸付は、商工組合中央金庫が指定被害中小企業者に対して昭和三十五年三月三十一日(再建資金の融通に関し特に必要がある場合において、政令で同日後の日を指定したときは、その日。以下同じ。)までに行う再建資金の貸付であつて、その全部又は一部の利率が年六分五厘であるものとし、その利子補給金の支給の対象となる金額は、指定被害中小企業者ごとに、その利率によつて貸し付けた額(その額が次の各号に規定する貸付の区分に応じ

当該各号に掲げる金額をこえるときは、当該金額）以内の額とする。

一 被害中小企業者（中小企業者団体を除く。）に対する貸付については、百万円（その被害中小企業者の直接又は間接に所属する中小企業者団体が当該被害中小企業者に対し転貸する再建資金の貸付を受けている場合において、その転貸する額のうち利子補給金の支給の対象となる額があるときは、その対象となる額を控除した金額）

二 中小企業者団体に對する貸付（次号の貸付を除く。）については、三百万円

三 中小企業者団体に對する再建資金であつて、その直接又は間接の構成員たる指定被害中小企業者（以下この条において「被害構成員」という。）に転貸されるもの（以下次項において「転貸資金」という。）の貸付については、それぞれの被害構成員に転貸する金額のうち百万円（その被害構成員が再建資金の貸付を受けている場合において、そのうち利子補給金の支給の対象となる額があるとき、又はその直接若しくは間接に所属する他の中小企業者団体が当該被害構成員に對し転貸する再建資金の貸付を受けている場合において、その転貸する額のうち利子補給金の支給の対象となる額があるときは、その対象となる額を控除した金額）までの額に相当する金額の合計額

2 転貸資金の貸付を受ける中小企業者団体がその転貸資金を被害構成員に転貸する場合において、その利率が年六分五厘をこえるときは、そのこえる率により転貸した金額は、前項の利子補給金の支給の対象となる金額には含まれないものとする。

3 政府が前条の契約による利子補給金の支給の対象とすることができ金額の総額は、二十五億円を限度とする。

（利子補給金の支給額）
第五条 第三条の契約により政府が支給する利子補給金の額は、商工組合中央金庫が貸し付けた再建資金の額のうち利子補給金の支給の対象となる金額につき前条第一項に規定する利率により計算した利子の額と、当該利子補給金の支給の対象となる金額につき商工組合中央金庫がその貸付と同種類の貸付を行う場合における通常の利率により計算した利子の額との差額に相当する金額とする。

（融資保険の特例）
第六条 中小企業信用保険法（以下「法」という。）第三条第一項の保険関係であつて、昭和三十五年三月三十一日までに再建資金の貸付（同項に規定する給付を含む。）を受けた被害中小企業者に係るものについての法第四条第二項の規定の適用については、同項中「合計七百万円」とあるのは、「昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法（以下「特別措置法」とい

る。）第一条に規定する再建資金の貸付に係る保険関係及びその他の保険関係」とし、それぞれ合計七百万円とする。

（普通保証保険の特例）
第七条 法第九条の二第一項の保険関係であつて、災害関係保証（昭和三十五年三月三十一日までに行われた被害中小企業者の再建資金に係る同項に規定する債務の保証をいう。以下同じ。）に係るものについての同条第二項及び法第九条の四の規定の適用については、これらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

2 法第九条の二第一項の保険関係であつて、災害関係保証を受けた被害中小企業者に係るものについての法第九条の三第一項ただし書及び第二項の規定の適用については、同条第一項ただし書中「債務の保証につき」とあるのは「債務の保証につき」とし、特別措置法第七条第一項に規定する災害関係保証（以下「災害関係保証」という。）及びその他の保証」とし、同条第二項中「合計七百万円」とあるのは「特別措置法第一条に規定する再建資金の貸付に係る保険関係及びその他の保険関係」とし、それぞれ合計七百円とする。

（包括保証保険の特例）
第八条 法第九条の六第一項の保険関係であつて、災害関係保証を受けた被害中小企業者に係るものについての同条第一項、第五項及び第六項の規定の適用については、同条第一項中「保険額の合計額」とあり、及び「その合計額」とあるのはそれぞれ「災害関係保証に係る保険関係の保険額の合計額」とし、同条第五項中「債務の保証をしたとき」とあるのは「債務の保証をしたときは、災害関係保証及びその他の保証」とし、同条第六項中「当該保証をした」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証」とし、それぞれ当該保証をした」とする。

2 法第九条の六第一項の保険関係であつて、災害関係保証に係るものについての同条第二項及び法第九条の七において準用する法第九条の四の規定の適用については、これらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

（保証保険の保険料の特例）
第九条 災害関係保証に係る前二条の保険関係についての保険料の額は、法第九条の五第一項及び法第九条の七において準用する法第五条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。（中小企業振興資金助成法による貸付金の償還期間の特例）

第十条 都道府県は、中小企業振興資金助成法第三条第一項に規定する貸付に係る貸付金であつて、指定被害中小企業者が第一条の災害を受ける以前に貸付を受けたものについては、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間を二年をこえない範囲内で延長することができる。

あるのはそれぞれ「災害関係保証に係る保険関係の保険額の合計額」とし、同条第五項中「債務の保証をしたとき」とあるのは「債務の保証をしたときは、災害関係保証及びその他の保証」とし、同条第六項中「当該保証をした」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証」とし、それぞれ当該保証をした」とする。

2 法第九条の六第一項の保険関係であつて、災害関係保証に係るものについての同条第二項及び法第九条の七において準用する法第九条の四の規定の適用については、これらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

（保証保険の保険料の特例）
第九条 災害関係保証に係る前二条の保険関係についての保険料の額は、法第九条の五第一項及び法第九条の七において準用する法第五条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。（中小企業振興資金助成法による貸付金の償還期間の特例）

第十条 都道府県は、中小企業振興資金助成法第三条第一項に規定する貸付に係る貸付金であつて、指定被害中小企業者が第一条の災害を受ける以前に貸付を受けたものについては、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間を二年をこえない範囲内で延長することができる。

○内田政府委員 中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明申し上げます。本年八月の水害または八月及び九月の風水害を受け、物的担保の損傷その他信用力に著しい影響をこうむつたため、その事業の再建に必要な資金の調達を困難とする中小企業に對して、金融機関による円滑な資金の融通を促進するためには、信用保証協会による信用保証制度の積極的な活用をはかる必要があります。しかるに、災害地信用保証協会においては、現在の保証原資の規模から見ると、急増しつつある災害関係保証の需要に應ずることがきわめて困難な実情にありますので、政府は、今回、中小企業信用保険公庫に對し、産業投資特別会計から十億円の出資を行ない、これを災害地信用保証協会に貸し付けることによつてその保証能力を大幅に増

附則
この法律は、公布の日から施行し、第六条から第九条までの規定は、昭和三十四年八月十四日から適用する。

理由
昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する再建資金の融通を円滑にするため、商工組合中央金庫の貸付利率の引下げに必要な措置を定めるとともに、再建資金に係る保証保険のてん補率の引上げ及び保険料の引下げを行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○内田政府委員 中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明申し上げます。本年八月の水害または八月及び九月の風水害を受け、物的担保の損傷その他信用力に著しい影響をこうむつたため、その事業の再建に必要な資金の調達を困難とする中小企業に對して、金融機関による円滑な資金の融通を促進するためには、信用保証協会による信用保証制度の積極的な活用をはかる必要があります。しかるに、災害地信用保証協会においては、現在の保証原資の規模から見ると、急増しつつある災害関係保証の需要に應ずることがきわめて困難な実情にありますので、政府は、今回、中小企業信用保険公庫に對し、産業投資特別会計から十億円の出資を行ない、これを災害地信用保証協会に貸し付けることによつてその保証能力を大幅に増

大せしめ、災害融資について信用保証協会の積極的な活用をはかることとした次第であります。

この法律案の要旨は、中小企業信用保険公庫に対する政府の出資金十億円の増額に伴い、中小企業信用保険公庫の資本金及び融資基金に関する規定を改正しようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及び内容であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

次に、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に關する特別措置法案について、提案理由を御説明申し上げます。

本年八月の七号台風及び豪雨によって被害を受けた中小企業者に対しては、国民金融公庫及び中小企業金融公庫の行なり融資につき、優遇措置を講じてきたのであります。九月の十四号台風に続き、伊勢湾台風がまれに見る被害を中小企業に与えるに及んで、その急速な立ち直りをはかるためには、総合的な対策を講ずることが刻下の急務となつて参りました。

次に、これらの政府関係金融機関の災害融資と並んで、災害地信用保証協会の保証能力を増大する等によつて、一般金融機関の中小企業に対する災害融資を円滑化することがきわめて緊要であります。このため、災害地信用保証協会に対する中小企業信用保険公庫の融資基金を増額することとしておりますが、同時に、中小企業信用保険についても災害融資にかかる保険料率及び填補率を優遇する等の措置を講ずることが必要であると考へられます。さら

に、また、中小企業振興資金助成法による設備近代化資金等の貸付のうち、災害以前に貸付を行つたものについては、罹災の実情に応じてその償還期間を延長することが妥当と考へられます。

かかる事情にかんがみ、政府におきましては、直ちに財政資金を大幅に追加して、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の災害融資のための資金を確保することとした。また、さらに、従来の措置にかえて、両公庫の災害融資については、一貸付先当たり百万円までの金額について貸出利率を年六分五厘とする。この圍議決定を行なうとともに、商工組合中央金庫の行なり災害融資についても、これに準ずる措置をとることを検討して参つたのであります。

この法律案は、以上の趣旨に従ひまして、八月の水害または八月及び九月の風水害を受けた中小企業者について、その事業の再建に必要な資金の融通を円滑にする等のため、商工組合中央金庫の貸付利率の引き下げのための措置並びに中小企業信用保険法及び中小企業振興資金助成法の特例を定めることによりその事業の再建を促進し、経営の安定をはかることを目的とするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明いたします。まず第一に、政府は、商工組合中央金庫が風水害を受けた中小企業者であつて、政令で指定するものに対し、昭和三十五年三月末日までに再建資金の貸付を行つた場合において、そのうちに年六分五厘の軽減利率で貸し付けられた金額があるときは、これを利子補給

の対象とすることとし、三年間を限り、中小企業者一人につき百万円までの額以内で、通常利率との差額を支給する旨の契約を商工組合中央金庫と結ぶことができることとした。

第二に、風水害を受けた中小企業者の再建資金の借入れによる債務の保証であつて、昭和三十五年三月末日までに行なわれたものにかかる普通保証保険及び包括保証保険については、その填補率を八〇％に引き上げ、保険料率を年百分の二以内で政令で定める率まで引き下げることとし、中小企業者一人当たりの付保限度額を、災害融資にかかる額とその他の融資にかかる額とを別計算として、それぞれ普通保証保険については七百万円、第一種包括保証保険については五百万円、第二種包括保証保険については五百万円とい

ました。また、融資保険についても、災害融資にかかる分に関し、中小企業者一人当たりの付保限度額について、同様な措置を講ずることとしたしております。

第三に、都道府県は、風水害を受けた中小企業者であつて、政令で指定するものに対し、被災以前に貸し付けた中小企業振興資金助成法による設備近代化及び共同施設設置資金について、その償還期間を二年をこえない範圍内で延長することができることとしております。

例等に関する法律案の趣旨について政府の説明を求めます。村上建設大臣。昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案。昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案。法律。第一條 昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害であつて政令で定める地域に発生したものに關し、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の規定を適用するについては、次の各号に定める特例による。一 事業主体が、当該災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため第二種公営住宅を建設するときは、公営住宅法第八條第一項の規定にかかわらず、因は、予算の範圍内において、その費用の四分の三を補助することができる。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数をこえる分については、この限りでない。二 事業主体が、当該災害により滅失した公営住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため公営住宅を建設するとき、又は当該災害により著しく損傷した公営住宅を補修するとき、公営住宅法第八條第二項の規定にかかわらず、因は、予算の範圍内において、第一種公營

住宅についてはその費用の三分の二を、第二種公営住宅についてはその費用の四分の三を補助することができる。2 前項の規定による公営住宅の建設に要する費用についての国の補助金額の算定については、公営住宅法第七條第三項の規定を準用する。

(産業労働者住宅資金融通法の特例) 第二條 住宅金融公庫は、昭和三十四年八月及び九月の風水害であつて政令で定める地域に発生したも

のにより滅失した産業労働者住宅その他の住宅に当該災害の当時居住していた産業労働者に貸し付け

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十四年八月の水害又は八月及び九月の風水害を受けた被災者の入居すべき公営住宅及び産業労働者住宅の建設を促進するため、公営住宅の建設等に要する費用についての国の補助率等に關して特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○村上国務大臣 たいだいま議題となりました昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に關する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、本年八月の水害または八月及び九月の風水害による住宅の被害の状況にかんがみ、これらの災害による被災者に入居させるための公営住宅または産業労働者住宅の建設等を促進するため、公営住宅の建設等に要する費用についての国の補助率の引き上げ等について公営住宅法の特例を設けるとともに、産業労働者住宅の建設に融通される住宅金融公庫の貸付金の償還期間の延長等に關し、産業労働者住宅資金融通法の特例を設けようとするものであります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

まず、公営住宅法につきましては、本年八月の水害または八月及び九月の風水害であつて、政令で定める地域に発生したものに關して、次の特例を設けることといたしました。

第一に、事業主体が災害により住宅を失つた者に貸付するため第二種公営住宅を建設するときは、国は、予算の

範囲内でその費用の四分の三を補助することができることとし、現行法に定める国の補助率より高率の補助を行なう措置を講ずるとともに、国の補助の対象とする住宅の戸数を増加し、災害により減失した住宅の戸数の五割に相当する戸数を国の補助の対象とすることといたしました。

第二に、事業主体が災害により減失した公営住宅に災害の当時居住していた者に貸付するため公営住宅を建設するとき、または災害により著しく損傷した公営住宅を補修するときは、国は予算の範囲内で第一種公営住宅についてはその費用の三分の二を、第二種公営住宅についてはその費用の四分の三を補助することができることとし、それぞれ現行法に定める国の補助率より高率の補助を行なうことといたしました。

次に、産業労働者住宅資金融通法の特例といたしまして、本年八月及び九月の風水害であつて、政令で定める地域に発生したのものにより住宅を失つた産業労働者に貸し付けるため、この法律の施行の日から二年以内に住宅を建設しようとする事業者で、主務大臣の定める条件に該当し、かつ、災害により事業場等に著しい損害を受けたものに對し、住宅金融公庫が産業労働者住宅資金融通法によりその建設に必要な資金を貸し付ける場合には、事業者が災害のため法定の償還期間内に償還することが困難な状況にあると認めるときは、その貸付金の償還期間を三年以内延長し、かつ、その償還期間内で三年以内の据置期間を設けることができることといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○南條委員長 本日は、政府の提案理由の説明を聞くだけで、質疑をしないことにいたします。

そこで、明日は、昨日ちょっと申し上げましたように、午前十時から総理大臣外関係閣僚に出席を願つて、各委員の質疑をしながら審議を進めたいと思つてございます。明日の委員室は第一号委員室、いわゆる予算委員室で開きますから、さよう御承知を願います。

本日は、これにて散会いたします。
午前十時四十七分散会

昭和三十四年十一月九日印刷

昭和三十四年十一月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局